

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書

令和4年度第1回高齢者福祉専門分科会

開催日時 令和4年7月29日（金）

午後6時30分～午後8時10分

開催場所 第二庁舎3階

問診指導室

会議の名称	令和4年度第1回高齢者福祉専門分科会
出席者	委員：板橋委員，大森委員，加藤委員，篠原委員，滝山委員， 藤井委員，松田委員，山田（篤）委員，山田（智）委員（9名） 事務局：松本保険制度担当部長 〈長寿社会課〉鳴海課長 〈高齢者支援係〉平島主幹 〈地域支援係〉星係長，伊藤主査 〈地域包括ケア推進係〉田村補佐，上出主査，藪，菅野
傍聴者数等	0人（公開）
議事の内容 審議事項第1号 審議事項第2号 審議事項第3号 審議事項第4号	神居デイサービスセンターの廃止について 見守り配食サービス事業の廃止について 指定認知症対応型共同生活介護事業者の募集について 指定特定施設入居者生活介護事業者の募集について
審議内容及び主な 意見等 （開会） （議事開始） 審議事項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から，議題，資料についての説明を行い，議事の進行を会長に依頼した。 ・会長から，出席委員が9名，欠席議員が2名であり，専門分科会の定足数である過半数に達していることから，会議を開会する旨を宣言した。 ・会長から，会議録確認委員について，大森委員を指名した。 <p>事務局から，審議事項第1号「神居デイサービスセンターの廃止について」を資料に基づき説明。</p> <p>[会長] 審議事項第1号について，意見，質問があれば発言いただきたい。</p> <p>[A委員] 勤めている職員はどうなるのか。利用者が少なくなり廃止するのはやむを得ないと思うが。</p> <p>[事務局] 社会福祉法人光風会は，別に大成デイサービスセンター，養護老人ホーム旭光園を運用しており，従業員は別の施設に移られ，現在も仕事をされている。一部，看護師は高齢のため，これを機に仕事を辞めると聞いている。今回の廃止に伴い，解雇されるようなことはない認識している。</p> <p>[会長] コロナ禍で利用者は減少していると思うが，一番多い時で利用者はどのくらいか。</p> <p>[事務局] 一番多い時で定員30名ほどの利用があったが，最近は10数名で，地域密着型というかたちで少人数でも運用できるよう条例改正もしたが，現在の利用者数では経営が賄えなえず，最終年度においては1千万以上の赤字が出ているような状況だった。</p>

[B委員]

民間で同規模で運営しているようなところは同じような状況なのか。

[事務局]

デイサービス事業全体では、コロナによる利用控えがあり、ここ数年、経営は厳しいと聞いている。ただ、リハビリ特化型などでは一部、定員が埋まっているが、全体的には定員が埋まらない状況と聞いている。

[C委員]

市内のデイサービスセンターが120か所以上あり、コロナで利用者数は減少していると思うが、高齢者が増えている状況の中で利用者総数が伸びているのか、そのような実態調査はされているのか。

[事務局]

そこまで把握していないが、おそらく介護保険の実績を確認すれば把握できると思う。また、施設数、規模などは指導監査課が把握している。今回の数字も指導監査課から報告をもらった数である。介護報酬データベースで見ると、6～7割まで落ち込んでいる事業所が見られるという現状がある。

[B委員]

これから需要が増えていく可能性がある中で、行政としてそれを放置していて良いのか。民間事業所が6～7割まで減っている状況でこのまま放置していけば、デイサービスが機能していかなくなる。何か対策は考えているのか。

[事務局]

委員の御指摘のとおり、デイサービスが必要な方は増えていると認識している。高齢者の相談に応じることもあるが、リハビリ、体力の回復、見守りなど色々な観点でもデイサービスが必要な高齢者は増えている。ただ、コロナによる一時的な減少の影響が大きいと考えており、神居デイサービスにおいても、3/31現在、コロナ感染予防のため利用を自粛している方が全体の2割程度いた。コロナの状況が回復すれば、一定程度の回復は見込まれると考えている。

[D委員]

通所系サービス事業所連絡会というものが旭川にあり、その皆さんからお聞きした話を含めお話ししたい。コロナの影響も大きいですが、旭川のデイサービスにおいて、定員の100%を超えるような事業所もあると説明を受けたが、そのような事業所はカラーを持っている。高齢者本人が行きたくなる、家族も行かせたくなるような事業所は経営努力をして利用者確保を行っている。逆に利用者が少ない事業所は、事業者としての努力も足りないのかなと思う。

それと同時に、高齢者自らがデイサービスに行こうという人はほとんどいない。ケアマネ、もしくは地域包括支援センターが通所サービスを使った方が良いのではないかとの話になる。そうするとケアマネの適切なケアプランの作成というのも必要である。

もう一つは本市においては住宅型有料老人ホームが大小合わせて約280か所あり、そこに併設している通所サービスもあるため、そういった数字も本市のデイサービスを語る上では加味しなければならない。

本市の高齢者人口は2025年でピークを迎え、その後は徐々に減っていく。減るものの、後期高齢者は増えていく。そういった意味では地域包括ケアの中で、入院から在宅へ、施設から在宅へとなると、高齢者の介護を支える通所とヘルパーの需要は高まると考えている。

そうすると今後は介護職員の問題が出てくる。介護職員がいないと施設の人員配置基準を守れなくなるため、施設運営にも影響が出てくる。

	<p>全てが絡まっている問題。そこを次期介護保険事業計画作成の際に、委員からいただいた意見を加味しながら、通所をどうするのか、目標値をどうするのかなど設定していただき、検討いただけたらと思う。</p> <p>[会 長] 委託した事業者が受託できないこと、今のところサービスの量は充分あるということで、神居デイサービスセンターを廃止するのはやむを得ないのではないかとということだが、他に意見、質問はあるか。 なければ、審議事項第1号について事務局提案内容で了承したということで宜しいか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>審議事項第2号</p>	<p>事務局から、審議事項第2号「見守り配食サービス事業」を資料に基づき説明。</p> <p>[会 長] 審議事項第2号について、意見、質問があれば発言いただきたい。</p> <p>[会 長] 市の助成額である320円は、民間で実施となると助成はなくなるということか。</p> <p>[事務局] 320円の助成はなくなるが、今後、事業者が金額をいくりに設定するかは事業者を検討していただくことになる。</p> <p>[A委員] 全面廃止というふうには聞こえているが、所得が低い高齢者もおられるため、そういう対象者には何か別の方法で助成を検討していただきたい。食べるものにも不自由している人は必ずいる。見守り配食サービスを廃止すると困る人が必ず出てくるため、支援・助成をしていただければと思う。</p> <p>[事務局] 助成というかたちになるかは別として、民間の事業所を調べたところ、例えば、一般食であれば1食500円で提供したり、主食を付けるかどうか選択したり、見守りサービスを有料で行っていたり、多種多様なサービスがある。 仮に廃止になった場合、お弁当を買えなくなるような対象者がいれば、多様なサービスを提供する事業所があるということを十分に情報提供させていただくよう努めていきたいと考えている。</p> <p>[B委員] 廃止について基本的には反対。民間で10者あると言っていたが、需要として何世帯あるのかに全く触れていないし、民間で実施しているところの実態は、どういう施設でどんなものを作っているのか。衛生に関しては実態をどこまでおさえているのか。 また、民間ではどの程度の見守りをしているのか。 以前は社協さんで実施していたと思うが、利用者さんが不在の場合、社協の職員さんも民間の業者さんと一緒に探したことがあったと聞いたことがある。民間でもやっているのだろうか。実態を把握した上でやってほしい。把握しているのであれば、教えてほしい。これから施設から在宅が増え、単身高齢者が増える。見守りが重要になる。</p>

[E委員]

2点質問させてほしい。一つは利用状況。利用者数が119人、配食数が14,795食と書いているが、このうち、流動食的なものをどのくらい利用しているか。もう一つは実利用者数が意外と少ないこと。安心見守りをやっている立場からするととても少ない。これは最近、町内を回っていて思うのが、宅配業者を利用している人が増えている。途中でH30年に106人と落ちてる。この辺の要因を掴んでいれば教えていただきたい。

[事務局]

まずは質問についてお答えしたい。R3年の14,795食の内訳はすぐ出ないが、現在登録している70人のうち、2人休みを除いた68人。普通食利用が50人、特別食利用が18人。うち、流動食か刻み食かの数値は持ってきていないが、おそらく入院して退院時に導入というパターンが多いと思われる。減塩食、腎臓病食の利用の方が多い印象である。

それから事業の周知方法についてだが、居宅介護支援事業所へのチラシの配布、訪問して事業説明、地域での試食会実施など、受託者に取り組んでいただいた。

というのは本事業が制度の申請自体が担当ケアマネまたは地域包括支援センターを通して申し込んだいただくことになっており、ケアマネに認識いただくことが大事であるため、周知してきた。

見守りと配食の事業であるため、利用者のアセスメントがポイントと思う。ケアマネが自宅を訪問し、どのような家庭か、どのような食事が必要かの手順を踏んでいる。逆にそれが煩わしいという利用者もいるが。

ケアマネのアンケートを実施した中でも、民間を選んだ人の理由の中に、お試して利用できる、電話1本で始められる、気に入らなければやめられるというところを評価するという声もあった。ケアマネへの認知度は9割以上。認知した上で、何を利用するか選んでいる。

[C委員]

民間だけで提供していくとすると、高齢者のニーズに適したサービスになるのか。食事の提供のみを目的としないのではないか。高齢者を見守っていく体制として、民間なので監査的なものを市として検討していただきたい。

[事務局]

この事業自体が13年度からモデル事業を行っており、かなり長く続いているが、その中で今回の10か所についてメンバーがほとんど変わっていない。高齢者向けの宅配事業所としては長年の経験、ノウハウも蓄積されている。今年度、再委託されている3か所も10か所の中に入っている。過去に再委託されたことがある事業所も含まれている。

国の方から配食事業ガイドラインが出ており、宅配業者の定義を決めている。高齢者向けの主食・主菜・副菜の組合せを基本とする1食分を単位とした調理済みの食事を継続的に高齢者に宅配する事業となっている。

市としては、民間事業者の情報提供を続けていこうと考えており、見守りをどの程度してくれるのか、価格はどのくらいか、治療食への対応など、情報収集をして、皆様に提供していけるよう検討しているところである。

[C委員]

素人的発想かもしれないが、今の体制が市の方で委託して、再委託というかたちをとられていると思うが、例えば、学校給食を利用することによって価格を抑えられる、配送するコストも抑えられる。そういう発想はいかがか。

[事務局]

今回ピックアップした事業所は広い意味での宅配専門店や単品の出前店、不特定多

数向け宅配業者、病院・福祉施設への専門の配食事業所など市内に沢山ある。市内に高齢者向けの配食事業者が増えることは良いことだと思っている。

[D委員]

本事業を社協で受託していたことがある。先ほど事務局からも説明があったとおり、基本的にはケアマネが状況を把握した上で、必要となった場合に手続きを踏んで配食事業を行う。社協で何をしていたかという、ケアマネから申込を受付して、業者をお願いして配食する。中間の連絡役。

それから、業者が訪問して利用者が不在の時に連絡をいただいて担当職員が訪問して様子を確認したこともある。最近の報告では多くて月2から3件。

「見守り配食サービス」の見守りというのは決して安否確認ではない。適切な食事を提供することによって健康を維持していただくのが目的。

現在、3業者に再委託されており、市内を3地域に分けて配達されていると思う。A業者の食事の内容や味が合わないからB業者に来てほしいというわけにはいかない。民間が実施することで選択肢は増えると思われる。

独居の高齢者の場合、施設で食べている人もいる。500円から550円ほどで提供される。市内で食事提供しているような障がい者施設などで配食の一翼を担うことができると思う。

[B委員]

10か所でどれくらいの利用者がいるのか。

[事務局]

民間の利用者数は把握していない。

[B委員]

まず実態をおさえた上で、市の事業をどうするかを考えないと丸投げ、無責任に思えてならない。民間の衛生基準、食事の品質、見守りもどうやっているのか、実態を把握した上で進めていかないと説得力がない。

[F委員]

旭川以外でも道内の他都市で実施しているところはあるのだろうか。北海道の他都市など、調べてみてはどうか。

[事務局]

道内の11市に確認したが、9市は見守り事業を実施しており、2市については実施していない。9市の中でも民業圧迫等の課題があり、事業縮小等を検討しているところもある。旭川市でも価格だけでなく、民間が見守りを実施するなど努力をされているため、同様のサービスを行政が行うのではなく、後押しするような協定を検討するなど民間の底上げを図っていきたいと考えている。

[F委員]

自分は民間業者だから民間が実施することは悪いことだとは思わない。ただ、事業としての公共性があるため、きちんとできるように監視する、サービスのクオリティにばらつきがないようにするのが大事だと思う。

[G委員]

こういう事業についてはスクラップアンドビルドが大事と思っている。市の方では廃止して、民間が切磋琢磨してより良いサービスに繋がれば良い。

行政としては公平に中立にしていかなければならない。税金の使い方。委託料が1千43万円でもいいですか。100人の人に対して1千万使うことがどうなのかということで廃止という結論に達したのかと思うため、そういうことも考え、5番目の「廃止に向けた取組」を丁寧にするべきかと思う。廃止が決まってから利用者に伝える

というのが少し気になった。70 人の人がもし廃止となったらどういう思いでいるのか。廃止する前に聞いた方が良いのではないかとは思いますが。
配食サービスを使っている人は老衰、心身の障害、疾病など複雑な複合した理由があるため、先ほどのケアマネのアセスメントが重要になってくる。必要な人に、必要なサービスを、適切な価格で、より質の高いものを市として公平に監視してくべきと思う。

[H委員]

訪問していた経験から、色々な民間の配食サービスを利用している方を実際に見てきた。朝食が良いという方もいれば昼食が良いという方、口に合わないと言って事業所を変える方もいる。多数の事業所さんが工夫されている印象がある。お部屋に入ってこないでほしいと言う方もいれば、温めるところまでやってほしいという方もいて、柔軟にサービス提供していただいている印象がある。

[事務局]

最初に利用者に聞いておくべきだったという意見があったが、仮に3月に廃止するとして、それまでの間に丁寧に説明をしたい。利用者と会う機会もあり、出された食事は文句を言わずにただくと話していたが、今後は利用者が自分の意思で自由な選択で楽しく健康的な食生活を過ごしていただければと思うため、今後半年かけて支援していきたいと考えている。

[B委員]

それほど多くはないと思うが、他にも見守り事業があると思う。民間事業でもやっていると思う。もし廃止するとすれば、これに替わる見守り事業が必要。単身高齢者が増えていく、孤立していく可能性も高いとすれば、見守りが重要になってくるため、充実させていきたいと思う。

[会 長]

どのくらいの人がサービスを利用しているの19人なのか。1万人中の19人なのか、500人中の19人なのか。
10か所が配食を行っていてそれで良いというわけではなく、どういうふうに配膳しているか、衛生状況について定期的に市が把握する。
費用としては1千万のうち、市で出しているのはその一部か。

[事務局]

市が出しているのが1千万。食事代の他にコーディネート等の費用も同程度かかるため、それを含んでの1千万である。

[会 長]

最後の報告の時に人数などもお知らせいただければと思う。
情報を得ながら、来年度廃止する方向について了承したいと思うが宜しいか。

(一同了承)

審議事項第3号

事務局から、審議事項第3号「指定認知症対応型共同生活介護事業者の募集について」を資料に基づき説明。

[会 長]

審議事項第3号について、意見、質問があれば発言いただきたい。

[A委員]

募集に応募して、認可した後、監査というのか、施設に行ったり、人員配置の基準

など、それらはきちんとされているのか。

[事務局]

実際に現場に行って監査するのは福祉保険部指導監査課になる。今回の募集で選定されても、事業者として指定を受けられるわけではなく、指定を受けるための権利を得るということになる。指定のための審査は指導監査課で改めて行い、指定を受けた後も定期的に監査を行っていくことになる。

[B委員]

稼働して半年、1年経って、実際に計画どおりされているのかどうか。北海道ではあまり聞かないが、本州では入居者に対する虐待、殺人があったり、不正受給もある。そのようなことを一番危惧している。

[事務局]

指導監査課の方で定期的に現地確認、必要書類の提出により、不正受給や虐待が生じないよう監査を行っている。

[E委員]

1,380床で48床増やすと言ってるが、1,380床で総額どのくらいの費用がかかるのか。

[事務局]

1年で43億円程度となっている。

[G委員]

48床を選ぶために競争になるのはとても良いことだと思う。その中でより良いところを選んでいくための評価指標の採点だが、人によって点数の差があると思うが、差が大きく出た時はどうするのか。

[事務局]

採点方法として、8人の方に採点いただき、選考項目ごとに最高点と最低点を省き、残りの6人の点数を積み上げた点数で比較する。

[G委員]

市として大切にしているところの配点を高くしているのか。

[事務局]

入居者に対するサービスの方針・内容、介護従事者に対する処遇のあたりを重点的に配点を上げている。

[会長]

他になければ、審議事項第3号について事務局提案内容で了承したということで宜しいか。

(一同了承)

審議事項第4号

事務局から、審議事項第4号「指定特定施設入居者生活介護事業者の募集について」を資料に基づき説明。

[会長]

審議事項第4号について、意見、質問があれば発言いただきたい。

	<p>[D委員] 25 ページの「5 介護従事者の処遇等について」の中に「人員配置基準に対する理解は十分か」とあるが、基本的には人員配置基準を満たしていないと認可されないと私は解釈している。私の解釈と市で考えている解釈にズレがあれば教えていただきたい。</p> <p>[事務局] 委員の認識で間違いはない。しかし、今回の募集・選定は介護保険上の施設として指定を受けるための審査ではなく、あくまで指定を受けるための権利を得る事業所を選定するものである。もちろん、特定施設として指定を受けるには知っておいていただきたいことだが、今の時点で理解しているかとして採点項目に入れている。実際に理解していなければ、指定に係る申請時に指導監査課で当然はじかれることになる。</p> <p>[D委員] ただ、この採点をするのは個人的にはナンセンスだと思う。やって当たり前のことであるため。 ここ1年くらいに開設した事業所で、そこの職員さんが運営基準などの知識がないことも耳に挟んでいるため、満たしていないものについて、点数を配分するのはいかかと思う。それは意見として言わせていただく。</p> <p>[G委員] 25 ページの別表1「2 入居者の処遇等について」の中で、「入居者の処遇に関し、取組が適切に検討されているか」とあるが、これは検討されていれば宜しいということの良いか。2つ目は「取組が適切になされているか」となっている。 この項目では、取り組む意識が高いということの評価するのか。</p> <p>[事務局] これから特定施設の指定を受けるにあたって、そういうことを検討されているかという部分を評価する。実際に指定を受けて運営される時、指定を受けた後の話であるため、選定の段階では、しっかり検討されているかを見たいと考えている。</p> <p>[会 長] それでは、審議事項第4号について事務局提案内容で了承したということで宜しいか。</p> <p>(一同了承)</p>
その他	<p>[会 長] その他の連絡事項について事務局より説明願う。</p> <p>[事務局] 次回の開催予定日程について説明。</p> <p>[C委員] 本日の議題の内容ではないが、令和3年度の分科会の中で話し合わせ、「旭川市ケアマネジメント基本方針」が策定されて4月から運用されている。地域支援係から居宅介護支援事業所連絡協議会の方に提供があった資料のまとめの中で、「マネジメントの実施にあたり、介護支援専門員が負担に感じることは皆さんに御意見を聞きながら、市としても解決できるよう取り組みたい」と記載されている。実際に運用が始まって、例えば、期間の設定のことだが、6か月の期間で目標設定してください</p>

いというものがある。包括支援センターから居宅の方に再委託されている実態があったが、委託料としても1件あたり3,800円くらいだと思うが、現場の声としてどのようなことが負担になっているのか等を聞けるような体制を是非作っていただきたい。

同時に「業務が増えてしまうかもしれませんが」と記載されているが、市民の方がより良い生活、自立した生活を目指すのは大事なことであり、それを支えている側の負担の軽減、例えば、ケアマネなどが利用者と市との間で書類のやりとり、家族に書類をもらったり、市に提出したり、細々した業務の負担が結構ある。市として例えば電子的に受付できるように、家族が市や事業所に出向かずに全市的にネットワークを使い、負担なくできるよう、先進的な取組を行っていただきたい。ぜひ検討していただければと思う。

[D委員]

C委員からも説明があったが、予防ケアプランの6か月の目標設定は施行にあたってはかなり色々な意見があったと思う。私も本日分科会に来るにあたり、色々などころから意見を聞いてきた。今話があったとおり、単価設定が低いため、ケアプランを持つよりも認定調査をやった方が儲かるという意見があったり、業務が煩雑になることで業務量が増えて、結果、新規受入ができない状況があることも聞いている。

また、6か月にすると、ケアマネだけでなく、そこに関わるサービス事業者全てに関わる。サービス担当者会議をすれば、ケアマネ、サービス業者、本人・家族にも関わる。そこが非常に業務としては負担増となっている。

それから、ケアプランの中ではインフォーマルなサービスを位置づけるとの指示があって、きちんとアセスメントして、今はインフォーマルなサービスはいらないと言ってるのだが、それでも位置づけるようにとの話があったりする。

もう一度、解釈だとか、運用にあたってどのような状況にあるかを調べて、柔軟な対応をした方が良くと思う。

[事務局]

今いただいた意見については持ち帰らせていただき、担当者で検討させていただきたい。

それから、業務の負担軽減については、市としてもようやく電子申請が始まったり、電子的システムが始まり、そういったものを活かしたかたちで少しでも負担軽減できるよう考えたい。

(閉会)

[会 長]

他になければ、本日の分科会は、これをもって終了する。